

## 岩手県医療審議会部会設置運営要領の一部改正について

### 1 改正の概要

岩手県知事部局行政組織規則（平成 13 年規則第 46 号）の改正に伴い、分掌事務等に変更があったことから、所要の改正を行うこと。（第 8 関係）

### 2 施行期日（附則関係）

平成 25 年 9 月 25 日から施行すること。

### 3 岩手県医療審議会部会設置運営要領 新旧対照表（改正箇所抜粋）

改正前	改正後
<p>（庶務） 第 8 医療計画部会<u>の庶務は保健福祉部保健福祉企画室において処理し、医療法人部会の庶務は保健福祉部医療推進課において処理する。</u></p> <p>[略]</p>	<p>（庶務） 第 8 医療計画部会<u>及び医療法人部会の庶務は、保健福祉部医療政策室において処理する。</u></p> <p>[略]</p>

### 4 新旧対照表（全文）

裏面

岩手県医療審議会部会設置運営要領 新旧対照表（全文）

改正前	改正後
<p>○ 岩手県医療審議会部会設置運営要領 (昭和 61. 11. 17 岩手県医療審議会決議)</p> <p>(部会の設置)</p> <p>第1 医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 5 条の 21 第 1 項の規定に基づき、岩手県医療審議会（以下「審議会」という。）に、次に掲げる部会（以下「部会」という。）を置く。</p> <p>(1) 医療計画部会 (2) 医療法人部会</p> <p>(所掌)</p> <p>第2 部会は、次の事項を調査審議する。</p> <p>(1) 医療計画部会 医療計画に関すること。 (2) 医療法人部会 医療法人に関すること。</p> <p>(諮問の付議)</p> <p>第3 会長は、医療計画及び医療法人に関して岩手県知事の諮問を受けたときは、当該諮問を部会に付議することができる。</p> <p>(招集)</p> <p>第4 部会は、部会長が招集する。</p> <p>(定足数)</p> <p>第5 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。</p> <p>(議決)</p> <p>第6 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。</p> <p>(部会の決議)</p> <p>第7 部会の決議は、会長の同意を得て、審議会の決議とすることができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8 医療計画部会の庶務は保健福祉部保健福祉企画室において処理し、医療法人部会の庶務は保健福祉部医療推進課において処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第9 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要領は、昭和 61 年 11 月 17 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要領は、平成 10 年 3 月 27 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要領は、平成 14 年 3 月 19 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要領は、平成 20 年 11 月 19 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要領は、平成 22 年 11 月 18 日から施行する。</p>	<p>○ 岩手県医療審議会部会設置運営要領 (昭和 61. 11. 17 岩手県医療審議会決議)</p> <p>(部会の設置)</p> <p>第1 医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 5 条の 21 第 1 項の規定に基づき、岩手県医療審議会（以下「審議会」という。）に、次に掲げる部会（以下「部会」という。）を置く。</p> <p>(1) 医療計画部会 (2) 医療法人部会</p> <p>(所掌)</p> <p>第2 部会は、次の事項を調査審議する。</p> <p>(1) 医療計画部会 医療計画に関すること。 (2) 医療法人部会 医療法人に関すること。</p> <p>(諮問の付議)</p> <p>第3 会長は、医療計画及び医療法人に関して岩手県知事の諮問を受けたときは、当該諮問を部会に付議することができる。</p> <p>(招集)</p> <p>第4 部会は、部会長が招集する。</p> <p>(定足数)</p> <p>第5 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。</p> <p>(議決)</p> <p>第6 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。</p> <p>(部会の決議)</p> <p>第7 部会の決議は、会長の同意を得て、審議会の決議とすることができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8 医療計画部会及び医療法人部会の庶務は、<u>保健福祉部医療政策室</u>において処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第9 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要領は、昭和 61 年 11 月 17 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要領は、平成 10 年 3 月 27 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要領は、平成 14 年 3 月 19 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要領は、平成 20 年 11 月 19 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要領は、平成 22 年 11 月 18 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この要領は、平成 25 年 9 月 25 日から施行する。</u></p>

注) 下線部分が改正する箇所であること。